

賑わい増進事業資金

都市公園法に基づく公募設置等計画の認定を受けた者が行う公園施設の整備に要する資金の貸付けを行う地方公共団体に対し、有利子の貸付けを行う。

①貸付対象者

地方公共団体を通じて、都市公園法に基づく公募設置等計画の認定を受けた者

②対象費用

都市公園法に基づく公募設置等計画の認定を受けた者が行う公園施設の整備に要する費用

③条件

- a. 貸付限度額 事業に要する額の 1／2 以内
- b. 国の貸付率 地方公共団体の貸付額の 1／2 以内
- c. 利 率 有利子
- d. 償還期間 10 年以内（うち据置期間 4 年以内）
- e. 償還方法 均等半年賦償還

【賑わい増進事業資金の貸付けスキーム】

